

秘	
指定者	厚生労働省 労働基準局監督課長
①・無期限	
平成18年10月2日から 平成28年10月1日まで	

基監発第 1002001 号
平成 18 年 10 月 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

障害者自立支援法に基づき就労継続支援事業場で作業
を行う障害者からの相談等に対する対応等について

障害者自立支援法に基づく就労継続支援により作業を行う障害者の労働基準法第 9 条の適用等については、平成 18 年 10 月 2 日付け基発第 1002004 号「障害者自立支援法に基づく就労継続支援により作業を行う障害者に対する労働基準法の適用等について」（以下「局長通達」という。）により指示されたところであるが、この取扱いに当たっては、下記に留意の上、適切に対応されたい。

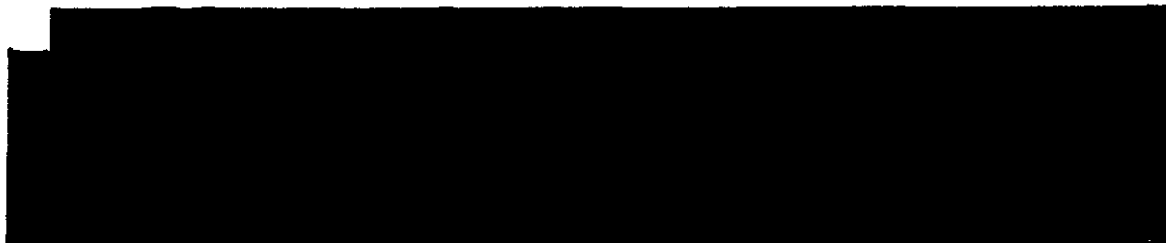
記


1 就労継続支援事業場で作業を行う障害者である労働者に対する的確な対応
について

局長通達記の 2 のアの①の障害者の労働条件の確保・改善については、平成 15 年 4 月 8 日付け基発第 0408001 号「知的障害者である労働者の労働条件の確保・改善について」に準じ的確に対応すること。

2 申告・相談等への対応等について

就労継続支援事業場で作業を行う障害者の労働基準法第 9 条の適用については、基本的には、局長通達記の 2 の考え方に基づき取り扱うものである。したがって、局長通達記の 2 のアの②及び③の障害者から、就労継続支援事業場における作業等についての相談等がなされた場合には、その内容をよく聞いた上で、市町村の福祉担当窓口を教示するなどの適切な対応に留意すること。





3 障害者の「サービス種別」について

局長通達記の2のアの①から③までの「サービス種別」は、障害者の所持する「障害福祉サービス受給者証」に、①の場合は「就労継続支援 A 型（雇用有）」、②の場合は「就労継続支援 A 型（雇用無）」、③の場合は「就労継続支援 B 型」とそれぞれ記載されていること。